

広島県告示第千二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年十二月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

廿日市市吉和字頓原七一の一、七七、八三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字頓原七一の一・七七・八三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。）